

琉球大学学術リポジトリ

琉球と日本本土の遷移地域としてのトカラ列島の歴史的 位置づけをめぐる総合的研究

メタデータ	言語: 出版者: 高良倉吉 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): トカラ列島, 琉球, 十島村, 中之島, 奄美 キーワード (En): Tokara Islands, Ryukyu, Toshima village, Nakanosima island, Amami Islands 作成者: 高良, 倉吉, 山里, 純一, 池田 栄史, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 真栄平, 房明, 豊見山, 和行, 鈴木, 寛之, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Junichi, Ikeda, Yoshifumi, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Maehira, Fusaaki, Tomiyama, Kazuyuki, Suzuki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9008

環シナ海域圏におけるトカラ列島

— 「七島」から「宝島」へ—

深瀬 公 一 郎

はじめに

2001年8月、本科研の研究活動の一環として中之島での現地調査がおこなわれた。高良倉吉先生をはじめ諸先生方のご厚意により、この現地調査に参加し初めてトカラ列島に渡る機会を得た。実際に眼前にしたトカラ列島は、それまで抱いていた「海上交通の要所」というイメージとは全く異なるものであった。トカラ列島の島嶼は、島岸にほとんど彎曲がなく岩壁に囲まれ、沖合の潮流は激しく水深も深い。そのため大型船が繫留できるような天然の良港はなく、「海上交通の要所」とは逆の「海上交通の難所」としての印象を強く持つことになった。一方、中之島での調査を終えて鹿児島島へ移動するフェリーの船上からは、トカラ列島・大隅諸島・薩摩半島南端の開聞岳などの島影・山影を遠望することができ、また海上にトビウオが飛び交う光景を目にした。

今から約450年ほど前に、私たち調査メンバーと同じような光景を目にした人物がいる。1556年来日した鄭舜功である。鄭舜功は、帰国後に『日本一鑑』を著しており、そのなかでトカラ列島周辺海域について、次のように述べている¹⁾。

我取道鶏籠等山之上徑取七島、七島之間為琉球日本之界夫七島也、七山交錯島峽水緊宜慎避趨（中略）屋久棒津我道中槎浮影動擊飛閃

七島は島嶼間の海峡が狭く水流も激しいため慎重に避けねばならないという記述は、まさに難所としての七島灘を表したものである。また鄭舜功は、台湾の鶏籠から七島・屋久島・坊津と島伝いに移動し、その船上からトビウオの群を見ている。このような『日本一鑑』の記述は、中国人も往来する海上航路上であり同時に難所でもあるという、16世紀後半から17世紀にかけてのトカラ列島海域の特徴をよく表している。

さて、『日本一鑑』が著されていた頃に、トカラ海域で活躍した海上勢力としての七島衆である²⁾。本稿では、この七島衆の活動を、『日本一鑑』に記されたトカラ列島海域の特徴から考察していきたい。先述のように、トカラ列島には天然の良港が存在しないことから、海上勢力である七島衆はトカラ列島以外の地域、すなわち南九州や琉球に拠点を形成しなければならなかった。では、その南九州・琉球をそれぞれ支配していた島津氏・琉球王府と七島衆とは、どのような関係にあったのであろうか。これが本稿の一つ目の課題で

ある。次に、16世紀後半から17世紀初めの時期に七島衆が海上勢力として成長していった背景を、海上航路の成立から考察することが本稿の二つ目の課題である。そして七島衆という海上勢力の活動を追うことで、トカラ列島だけでなく大隅諸島や奄美諸島も含めた薩南諸島海域の特徴を明らかにし、さらに環シナ海域との関連も考察していきたい。

第1章 七島衆と島津氏・琉球王府の関係

(1) 南九州海域をめぐる島津氏・琉球王府・七島衆

七島衆と島津氏・琉球王府の関係を探っていくために、まず1578(万暦6)年の琉球三司官から鹿児島奉行宛書状³を見ていきたい。

【史料1】

當年之御慶重疊申納候、仍今度七嶋船之便ニ傳承、山東之人衆各々無刀ニ參上被申之由承候、千喜萬悦此事候、不圖妙巖寺為使僧為御喜被令上着候、毎事可然之様御取合頼存候、乍輕微大平布五拾端令進献之、聊表禮儀計候、委曲付于御使節之舌頭、恐惶謹言

萬暦六年戊寅 孟夏初五日

池城
那吳
國上

謹上 麿嶋奉行御中

書状の内容は、島津氏が山東地方すなわち日向南部を征圧したという情報を、「七嶋船之便」すなわち七島衆より得た琉球王府が、「千喜萬悦」との祝意を島津氏に対して述べたものである。では、この書状にみられる島津氏の日向南部征圧、琉球の祝賀使節派遣、そして七島衆の活動について、それぞれの背景を探ってみたい。

日向南部地域をめぐるは、16世紀中頃より島津氏と伊東氏とによる攻防が続いていた。1563年8月、伊東氏が飢肥地方へ侵入し外浦を占領した時の様子を、『日向記』は次の様に記している⁴。

【史料2】

同年の八月十九日、山東の人数瀬平に打寄、今一度飢肥を退治せんと、先東光寺を定として外の浦を破る、比は同月廿日なりしかも、其比外浦には琉球船唐船着に依て、山東の人数金襴緞子綾錦、種々の珍物をかひ取り、弓鏑に付て荷事無限

外浦には琉球船・唐船が来航しており、「金襴緞子綾錦」といった海外交易品が多くもた

らされていたことがわかる。琉球船とは、琉球王府の使節船ではなく、琉球とを往来する日本商船であろう。この外浦は遣明船南海路の寄港地でもあり、また『日本一鑑』にも「戸浦」として記載されているなど、中世では海上交通の要衝であった。日向南部には外浦のほかにも油津・串間・福島など海上交通の要衝となる湊があり、島津氏は日向南部を完全に征圧したことにより、南九州海域を支配下においたのである。

一方、琉球へ来航する日本商船の寄港地を島津氏が支配下においたことは、琉球王府の対島津氏外交にも影響を与えることになる。島津氏が日向南部を征圧しつつある頃、琉球王府では国王尚元が死去、世子尚永への冊封使来琉が迫っていた。冊封使来琉に際しては、評価貿易といわれる使節団との交易がおこなわれることになっており、王府としては日本から多くの商船を招請しなければならなかった。そのため、琉球王府は海上交通の要衝を支配している島津氏に対して良好な外交関係を保つ必要があった。このような背景により、琉球王府は島津氏の日向南部征圧に対して、すみやかに祝賀使節を派遣したのである。

さて、島津氏の日向南部征圧を琉球王府に伝えたのが七島衆であったが、このことは七島衆が盛んに薩琉間を往来していたことを示す。それ故に七島衆は島津氏の日向南部征圧という南九州海域の動向の情報を素早く得たのであろう。

【史料1】の背景には、南九州海域への支配を強める島津氏、同海域の動向に対応して対島津氏外交を展開する琉球王府、そして同海域を盛んに往来する七島衆と、南九州海域をめぐる動向を読みとることができる。

（2）七島衆と島津氏との関係

では、薩琉間を盛んに往来していた七島衆は、島津氏・琉球王府とどのような関係にあったのだろうか。

まず、島津氏との関係について考察していきたい。16世紀における島津氏の七島支配については、トカラ列島の一つである臥蛇島を中心に、紙屋敦之氏がその変遷を明らかにされているが⁵、関連史料が少ないため推測に依らざるを得ない部分や不明な点も多く残されている。ここでは、従来ほとんど取りあげられてこなかった七島地頭による支配関係を指摘していきたい。

さて、【史料1】で取りあげた琉球使節渡海については、『南聘紀考』にも記載があり⁶、琉球使節からの贈り物の品々と贈り相手の名前を知ることができる。このなかで注目されるのは、琉球使節から七島地頭伊地知重実へ織物一端・綿二把が贈られていることである。管見の限りでは、七島地頭の存在が確認できる最初の事例である。この他にも、重実の子・重房が、琉球先島の検地をおこなった後に七島地頭に任命されており、また重房の子・重康も七島・久志地頭に任じられている⁷。このうち伊地知重康については、慶長17年6月4日から12月29日までの日記が残っている⁸。琉球の検地が終わったのが1611年であるから、日記が残されている1612（慶長17）年は、重康の父・重房が七島地頭に任じられた時期となる。日記には、重康が七島衆を供給している様子（12月8日条）や、七島衆へ

贈る五明を調達している様子（12月28日条）が記されており、重康のもとを七島衆が訪れていたことがわかる。注目されるのは、11月20日条に「七島くじ『郡司』殿被参候」と記されている点である。七島郡司については、元禄期までに設置され、琉球国司に対応する属島七島の支配制度とされてきた⁹。しかし、重康の日記では、七島郡司がすでに17世紀初めに設置されていたことになる。また、七島地頭が設置されていた時期に七島郡司も置かれていたことから、七島郡司は七島地頭と対応したものであり中世的な支配形態ではなかろうか。

以上のように、16世紀後半から17世紀初頭にかけての島津氏による七島支配として、七島地頭と七島郡司が置かれ、七島地頭には島津氏家臣が任命され、七島郡司には七島衆が任命されていた。

島津氏による七島支配については、秀吉の朝鮮侵略や島津氏の琉球侵入の際の動向についても留意しておきたい。1770（明和7）年8月付の七島郡司の書き上げには、朝鮮侵略時の七島衆の動向について、次のように述べている¹⁰。

【史料3】

高麗 御出陣之砌は、七島より仕立船を以、朝鮮国へ罷渡、御奉公相勉、且又、御出陣跡ニ参候者共、名古屋迄差越、御帰陣を奉待、尤、高麗へ罷渡候者共、罷帰不申者も有之候由、申傳候、其節之為御褒美、島々へ高麗人被成下、下人共ニは、于今高麗人子孫と申傳候

史料の前半では、七島衆が船を仕立て朝鮮へ渡海したとして、島津氏に対する「奉公」が強調されている。一方、史料の後半では、七島衆が参陣の「褒美」として高麗人を下されたと述べている。朝鮮侵略の際には物資輸送のために多くの商船が戦場へ出入りしていたが、彼らは戦場における人買いをおこなっており、特に島津軍は船を使って農作物・人の掠奪をおこなっていた¹¹。七島衆が交易集団であったことを考慮すると、「褒美」とされた高麗人も、七島衆による人の掠奪あるいは人買いであったと考えられる。朝鮮侵略と同様に琉球侵略に際しても七島衆が人買いをおこなっていたことが指摘されていることから¹²、七島衆は島津氏の朝鮮・琉球侵略に際して参陣し「奉公」したと後年に強調するが、実際には戦場での人買いのような「商業」活動が動機であった。このことから、島津氏が実際に七島衆にどれほどの支配力があつたかは疑問である。

（3）七島衆と琉球王府との関係

次に、七島衆と琉球王府との関係について考察していきたい。島津氏の琉球侵入について記された『琉球入ノ記』¹³からは、七島衆と琉球王府との関係をうかがい知ることができる。まず七島衆が琉球へ往来していたことについては、「其比琉球ハ常ニ諸廻船賣商場ニ而、唐土異国方之小嶋、日本國之商人、或ハ鹿兒嶋坊之津・山川・七嶋中之もの不殘琉球

國江集居候而商賣仕候」とある。17世紀初頭の琉球では、中国、日本商人、鹿児島・坊津・山川の商人が集まり交易をおこなっており、七島衆も琉球で中国船と交易をおこなっていたことになる。さらに寛永11(1634)年10月19日付の薩摩藩家老から三司官宛の「覚」で、薩摩藩は琉球において廻船業者が女房・家を持つことを禁じ、その対象は七島衆にまで及んでいることから¹⁴、七島衆は琉球に居住し交易拠点としていたことになる。トカラ列島の島々には、地形上良港はなく大型船を繫留していたとは考えがたい。むしろ、薩摩半島・大隅半島や琉球の湊に拠点をもち、活動していたと考えられる。それだけに、七島衆にとって琉球は交易拠点として重要な存在であった。

『琉球入ノ記』では、島津氏の琉球侵入の要因として、七島衆と琉球王府との間での借銀をめぐるトラブルを挙げ、次のように述べている。

【史料4】

然者兩人之親方纏諸船頭江被仰聞候者、國主方纏銀子別而差支候、大和之殿様江御訴申上候而、銀子貳百五拾貫目拝借仕度可被仰上旨御頼ニ付、諸船頭虵那親方・池城親方と相談之上、利銀五割に相究大和江御訴申上、願之通銀子貳百五拾貫目拝借被仰付持下、右兩人御役人江相渡、毎年利米として五枚帆餘多纏琉米積登上納仕来事ニ候

琉球王府は、財政難のため銀子250貫目・利銀5割での借銀を「大和之殿様」へ申し入れ、その仲介を七島衆船頭へ依頼したとしている。「大和之殿様」とは、おそらく島津氏であろうから、琉球王府は七島衆を通じて島津氏から借銀していたことになる。実際に島津氏からの借銀があったかは確認できないが、日本から借銀をしていたことを示す事例がある。1592年、島津義久は竜泉寺僧を琉球王府に派遣し、借銀の返済・完納を催促、これに対して琉球王府は京都への借銀を唐物で返済している¹⁵。また1579年に来琉した冊封使・籙崇業は、冊封使にあわせて来琉していた多くの日本商人について次の様に記している¹⁶。

【史料5】

夷與倭爲鄰、而民貧國小、有所不足、輒假貸於倭、每遇封使遠臨、在他國或至或不至、倭無不至者、名稱往賀、實則索逋於其國也

日本商人が琉球を訪れる理由は、「名は往賀と稱するも、實は則ち其國に於いて索逋すること也」と借金の取り立てに琉球へやってくるというのである。このような事例を考え合わせると、16世紀後半、琉球王府は、来琉する日本商人に対して借銀やその仲介を依頼するようになり、経済的に日本商人への依存を強めていたことになる。

七島衆と琉球王府との関係を考えるうえで、経済的な関係ばかりでなく情報の提供も注目される。秀吉の朝鮮侵略に際し、明朝は秀吉に関する情報を収集すべく、琉球王府に対して倭情の偵察と福建巡撫への報告を命じ、これに応じて琉球王府も倭情を報告していた

17. 問題は、琉球王府の倭情の情報源である。1599年、琉球王府は「七島船装載記助回國報道探得関白於本年柒月初陸日身故」¹⁸と秀吉死亡の情報を明朝に伝えたが、その際の情報源は【史料1】と同様に七島船であった。

七島衆は、琉球に交易拠点をおき、琉球王府に借銀を融通するなど経済的結びつきが深く、また琉球王府へ島津氏の動向や秀吉の死亡情報を提供していたことになる。このような七島衆との関係を、琉球王府はどのように認識していたのであろうか。秀吉死去の情報を琉球王府は朝鮮王朝に対しても通報しているが、その咨文には「照所屬七島山來報關白於貳拾陸年柒月初陸日身亡」¹⁹とある。七島を琉球王府に「所屬」と表現し、自らの支配下と認識していたのである。しかし、トカラ諸島からは辞令書が未だに発見されていないことから²⁰、実際は王府の統治組織に組み込まれていただけではない。むしろ琉球王府へ来貢するような外縁的な存在として認識されていたのではなかろうか。

さて、ここに七島衆と島津氏・琉球王府の関係が明らかになる。島津氏は七島地頭—七島郡司を通じて、七島衆を支配していた。一方、琉球王府は七島衆と経済的に深い関係にあり、七島を「所屬」する地域として認識していた。このような関係を支配者側の島津氏と琉球王府からみると、七島衆は島津氏と琉球王府との「両屬」関係にあったと言えよう。しかし、七島衆は秀吉の朝鮮侵略に際して島津軍に参陣しながらも琉球王府に対しては倭情を通報しており、島津氏と琉球王府にとっては敵味方が逆となるような行動をとっている。このような行動を考えると、「両屬」関係というよりは、むしろどちらの権力にも完全には支配されない「マージナル」な存在としての海上勢力であったと言えよう。

第2章 海上領主としての七島衆

(1) 被虜人の見た七島衆

16世紀後半、九州各地には倭寇に捕らえられた被虜人達が数多く居住していた。その一人に薩摩の許儀後がいる。許儀後は、広東海上で倭寇に捕らえられ薩摩に連行された被虜人で、医師としての技術があったため島津義久の侍医となった人物である²¹。一方で、許儀後は南九州に来航する中国人海商とも関係が深かった。例えば、秀吉が朝鮮への侵略を開始する直前、情報統制のために薩摩に来泊していた福建船の出港が止められることがあったが、許儀後が島津氏に働きかけたことにより無事出船している²²。1593年、明朝は日本の動向を探るべく史世用と海商許豫を薩摩へ派遣したが、この時に許儀後が彼等の応対にあたり、許豫を島津義久や伊集院幸侃に取り次いでいる²³。また1598年に日本の偵察にきた林震砌の応対にあたったのも許儀後であった²⁴。このように中国人海商と関係のあったことから、許儀後は南九州海域に関する詳しい情報を有していた。許儀後は、秀吉の朝鮮侵略に際して明朝へ倭情を通報しているのだが、日本周辺海域の島嶼については次のように報告している²⁵。

【史料6】

雑島各有小王鎮之盡属関白

一岐 對馬 此島與高麗相近每相往来

長岐 平戸 五島 種子島

七島 此島近琉球

ここに挙げられた「雑島」には特徴がある。壹岐・對馬は、朝鮮との通交における重要拠点であり、また長崎・平戸・五島は、中国商船やポルトガル船の来航地である。また種子島は遣明船の寄港地でもあり鉄砲伝来でも有名である。すなわち「雑島」は、いずれも対外交易の重要拠点なのである。そして薩南諸島海域では、種子島とともに七島が挙げられているのが注目される。さらにこれらの地域は「小王」すなわち自立的な小領主が統治していたと記されている。許儀後の報告内容からは、単に「マージナル」な存在であるだけでなく、対外交易の重要拠点を支配する海上領主としての七島衆という側面を知ることができる。

(2) 薩南諸島海域における交易活動

島津氏は琉球へ軍事侵入し奄美諸島を支配下に置くと、薩南諸島海域への支配・統制を強めていく²⁶。では島津氏が支配・統制を強めていくなかで、海上領主とみなされていた七島衆と島津氏の関係はどのように変化していったのであろうか。1632年、翌年の冊封使来琉をひかえ薩摩藩は評価貿易に対する指示を与えるのだが²⁷、ここから薩摩藩と七島衆との関係がうかがい知ることができる。

【史料7】

覚

- ①一、新納加州老・最上土州老を以、唐江銀子過分ニ可被相渡儀申候處、三司官談合を以、如其可致才覚由、御返事被爲申候、先以肝要ニ存候事、
- ②一、冠船ニ商賣之時、商人手前纏運上者、銀子二分運上たるべき事
- ③一、七島衆、唐江商売之仕様、一円ニ無沙汰不審深重事、
- ④一、御國之歴々、町人并七島衆、内証を以銚（詔カ）銀堅可被為停止由、三司官江可被仰渡事
- ⑤一、生鹿式十、其許江下可申事、但八月下可申事、
- ⑥一、七島中銀子持衆江可被成御借銀候談合ニ而候、右之衆、其地江罷居候者堅仰付候、書物別紙ニ候事
但、御借銀方於難洪申者、已来本琉球江被遣間敷事
- ⑦一、徳之嶋あやしられ、永良部こへきひり、城之大屋子江可被成御借銀由候、和（利カ）平も少可被相付候、今度市来泉守殿ニ而申下候、其許よりも被仰通可被爲請

取事、

⑧一、上船改之儀、被入念候様ニ、三司官江可被仰渡事、

⑨一、琉球之歴々并町人、冠船之可致買物時、爰許之衆なミの運上、王位江可被差上事
以上

寛永九年 六月二日

川上左近将監

喜入摂津守

川上又左衛門

まず薩摩藩の貿易統制に注目すると、④では薩摩藩に内証での貿易資本投下を禁じ、⑧では商船管理の徹底させることを命じており、藩資本以外の評価貿易参入について統制の徹底が図られていることがわかる。薩摩藩による貿易統制は、自立的な海上勢力である七島衆へも向けられる。③・④・⑥から、七島衆は「唐江商売」をおこなう交易集団であり、薩摩藩から借銀を申し込まれるほどの資本を蓄積している海上勢力であったことがわかるが、この七島衆に対して薩摩藩は、やはり内証での貿易資本投下を禁じ、さらに借銀に応じない場合には琉球渡海を禁じると圧力をかけている。しかし、③では七島衆の交易活動に対して「不審深重」と述べているように、1630年代に至っても薩摩藩はその交易活動を依然として完全には掌握できていなかったのである。

【史料7】では、薩摩藩の貿易統制や七島衆の活動ばかりでなく、奄美諸島の動向も注目される。⑦において島津氏は、七島衆と同じく徳之島あやしられ・沖永良部島こへきひり・城之大屋子といった奄美諸島の在地勢力へも借銀を申し込んでいる。では、島津氏が借銀を申し込むほどの資本を、徳之島や沖永良部島の在地勢力はどのように蓄積したのであろうか。農業生産力は決して高くないことを考えると、やはり七島衆と同じく交易活動に従事していた可能性が考えられる。

奄美諸島の在地勢力による交易活動については、熊普達事件が注目される。熊普達事件の概略は次のようなものである²⁸。1601年、熊普達一団は、浙江省の沖合で中国商船を襲うなどの掠奪行為を働いたうえ、取り締まりにあたった明兵に対して激しく武力抵抗した末に捕らえられた。明朝の尋問に対して熊普達は、自らを進貢船探貢のための琉球使節であると主張したことから、琉球王府を巻き込んだ外交問題へと発展していったのである。浙江省での掠奪行為や明兵への武力抵抗から考えると、彼等の行動はいわゆる倭寇活動であり、琉球使節を名乗っていても実際は私的通交を目的とした渡海であろう²⁹。さらに注目されるのは、熊普達一団の構成である。一団は、熊普達ら琉球王府役人のほか、中国人被虜人、そして沖縄本島以外の島民から構成されていた。沖縄本島以外の島民のなかには、稽加等がいる。稽加等は、明朝の尋問に対して自らの出身地を当初は「七島其甲山」と証言していた。しかし「七島倭夷」の疑いをかけられると証言を翻し、「其甲山は原より琉球地方に係わり、七島は日本地方に係わりて、中に海洋有りて相隔つ」と、七島との関係を

否定するのである。『歴代宝案 訳注本』では、「其甲山」を「奇佳山」と発音がほぼ同じであることから喜界島に比定している³⁰。この比定は、稽加等の証言にある七島との地理的關係とも一致することから妥当であろう。すると熊普達事件に見られるような私貿易に、王府の統制を離れて奄美諸島の島民達が参加していたことになる。

一方で、なぜ稽加等が自らの出身地を「七島其甲山」と証言したのかという疑問が残る。すでに考察してきたように、七島は島津氏と琉球王府に「両属」しており、七島と隣接する喜界島との境界もまた曖昧である。また七島衆についてもトカラ列島の島民に限定して考える必然性はなく、むしろトカラ列島周辺の島嶼の島民も加わっていたとも考えられる。【史料7】に見られるような奄美諸島の在地勢力の経済力や、熊普達事件に見られるような奄美諸島の島民による私貿易活動を考え合わせると、七島衆という海上勢力は、トカラ列島に限らず奄美諸島や大隅諸島も加えた薩南諸島の島嶼民が中心となって構成されていたではなかろうか。稽加等の供述はこのことをうかがわせるものである。

以上、許儀後の報告や【史料7】、そして熊普達事件からわかるように、16世紀後半から17世紀初期の時期に、薩南諸島海域では、島津氏や琉球王府の統制を離れて独自に海上貿易をおこなう自立的な海上勢力が存在していたのである。

第3章 16世紀後半～17世紀前半の環シナ海域圏

(1) 福建－琉球－南九州の海上航路成立

では、なぜ薩南諸島海域において島津氏や琉球王府の支配・統制を離れた海上勢力が成長したのだろうか。その要因を環シナ海域における海上航路の成立から考えてみたい。

16世紀における中国から日本への海上航路について記したものとして『日本一鑑』がある³¹。『日本一鑑』・「桴海図経（巻一）」の「万里長歌」に記された航路を概略すると、次のようになる。

梅花－鷄籠山－黄麻－赤坎－古米－大琉球那覇－熱壁－夢家刺－大羅－七島峽
－屋久－種島－大泊－千湊－門浦（戸浦）－細島－竹島－釜江

ここで示されているのは、中国福建地方から台湾・尖閣諸島を経て琉球に至り、その後北上して七島灘を越えて大隅半島を東上し、日向の諸湊を経て豊後に至る航路である。これに加えて「桴海図経（巻三）」では「夷海右道」として土佐を經由して堺に至る航路や、「夷海上道」として薩摩半島東岸・甌島・五島列島を經由して博多へ至る航路も記されている。これらの航路を見ていくと、七島は、南九州・琉球間だけでなく、中国の福建地方と日本の堺や博多とを結ぶ海上航路上として位置づけられることになる。

民間中国船の来航は、『日本一鑑』で示された海上航路上の島々で確認することができる。琉球では、1542年に漳州の商人陳貴の率いる海船26隻の船団が交易のために来航したが、

琉球に停泊中の潮陽海船 21 隻・稍水 1300 名の船団との間でトラブルが発生し、互いに死傷者が出るという騒動が起こっている³²。陳貴や潮陽船の船団の規模が実際にこれほどの数であったかは不明であるが、琉球に大規模な船団を組んだ中国商船が来航していたことは間違いない。この陳貴事件が勃発している頃、種子島には、倭寇王である王直が数度に渡って来着している³³。屋久島にも 1596 年に中国船が来航、島津以久が大安寺住僧玉山に書簡を作成させて船主と交易をおこなっている³⁴。

海上航路を往来する中国商船が来航することは、七島も同じである。次の史料は、七島への唐船来航を記したものである³⁵。

【史料 8】

文禄四年乙未

一、七島江唐船着岸之時分、龍伯様御幡頂戴仕帰唐侯、然ハ鹿兒島五官同心ニ渡唐侯、其為首尾唐ヨリ 龍伯様ヲ奉頼 太閤様へ御礼申上候、京都御館様へ被召置候、正月十五日ニ御暇被下候

この史料から、七島へも中国商船が寄港していたことを確認できる。島津義久（龍伯）から御幡を頂戴していることから、この中国商船は七島から薩摩に向かったのであろう。また鹿兒島五官とは、その名前から推測するに鹿兒島に拠点を置いた中国人商人であろう。

このように、福建－琉球－七島－南九州の海上航路が成立するなかで、琉球や薩南諸島にも中国商船が来航するようになったのである。

（2）環シナ海域圏の“国際商業ブーム”

では、なぜ福建－琉球－七島－南九州を結ぶ海上航路が成立したのか、考えてみたい。海上航路が成立するためには、いくつかの要因がある。その一つが自然要因である。琉球・七島を經由した福建－南九州の海上航路は遠くに島影を確認できる島伝いの航路であり、自然環境の危険性が最も少ないルートと言えよう。しかし、自然的要因よりも重要なのは、危険を乗り越えてでも人々を往来させる動機である。

1530 年代に朝鮮から日本に導入された灰吹法の伝来により、日本銀は爆発的に増産されることとなる。一方、中国では銀に対する需要が急激に高まっていたこともあり、日本産銀と中国産生糸との交易は、東アジアで最大の利潤をもたらすものになった³⁶。

日本産銀の産出地として有名なのが石見銀山である。この石見銀山と薩摩・琉球との関係については興味深い指摘がされている。1575 年に伊勢参詣に向かった島津家久は、その帰途に山陰方面を通るのだが、石見銀山近くの湊・浜田で、秋目・坊・泊・京泊など薩摩半島の主要湊の廻船衆と会っている。これらの湊は対外貿易港であることから、薩摩の廻船衆は石見銀を求めて来航していたと考えられている³⁷。また、坊津の廻船衆のなかには、島津氏から琉球渡海朱印状を交付されている者もいることから、石見銀山－薩摩－琉球と

いう銀の流通ルートの存在が指摘されている³⁸。この「銀の路」の存在が、南九州－琉球－福建を結ぶ航路が成立する要因となったのである。

では、この海上航路において七島衆はどのように位置づけられるのであろうか。トカラ列島海域は、黒潮が島嶼と衝突し分流していくため、海上航路の難所の七島灘として名高い。このような海上航路の難所では、潮流などについて熟知している水先案内人の存在が重要である。七島衆は、七島灘については熟知していたであろうから、中国－日本航路を商船が盛んに往来するようになると、水先案内人としての彼らの役割はより一層重要となる。往来する商船に同船あるいは船団に加わることになれば、交易に関与する機会も生まれてくるはずである。さらに、海上航路を往来する商船が寄港する場合もあり、交易活動は本格的になっていく。こうして七島衆自身も交易集団として成長していき、海上領主へと勢力を拡大させるのである。

環シナ海域圏の“国際商業ブーム”により、福建－琉球－南九州を結ぶ航路が活発化し、それに伴い航路上の島嶼地域の在地勢力も交易活動によりその勢力を拡大させたのである。薩南諸島海域で海上勢力が成長していった背景には、このような環シナ海域圏動向が背景にあったといえる。

(3) 近世のトカラ

七島衆の活動を支えた福建－南九州を結ぶ航路は、幕府の対外政策によって大きく変化する。1633年までは薩摩・平戸への入港が認められていた中国船であったが、1634年に幕府は島津氏に対して唐船貿易の断念を命じ、翌年には中国船の日本来航を長崎へ限定した³⁹。さらに1635年に幕府は日本船・日本人の海外渡航を禁じたため、七島衆が水先案内人として中国船に乗船することもなくなった。これにより16世紀以来続いていた福建－南九州ルートの海上航路は、幕府によって消滅させられたことになる。

このような幕府の対外政策により、薩南諸島海域の様相は大きく様変わりし、七島衆もその活動を大きく変えることになる。七島は薩摩藩の蔵入地として御船奉行の支配下に置かれ、口之島・中之島・宝島には津口番所が設置された。また琉球での家・女房を持つことを禁じられたことにより琉球での拠点も失う⁴⁰。七島は、16世紀の海上勢力領主として立場を失い、17世紀中頃には完全に薩摩藩の支配下に置かれたのである。そして、交易集団としての性格も変化する。福建－南九州の海上航路が遮断され、海外渡航も禁止されたことにより、その活動範囲は、南九州と琉球間を中心としたものとならざるをえなかった。そのなかで、七島衆は、琉球と薩摩を往来し琉球からの年貢米を輸送する廻船業を営むのである。

一方で、七島は東アジア国際関係上、極めて特殊な役割を持つことになる。日本は、琉球問題が原因で清朝と衝突することを避けるために、1719年以降は清朝に対して日琉関係の隠蔽政策を採るようになる。その際に、虚構の「宝島」を設定し、琉球への日本銀の流通はすべて「宝島商人」によるものとするなど、日本との通交関係を隠蔽するための装置

として七島を位置づけたのである⁴¹。

16世紀後半の環シナ海域で、島津氏にも琉球王府にも完全には支配されない海上領主であった「七島」は、17世紀中頃には幕府の対外政策のなかでその地位を失い、18世紀には虚構としての「宝島」へと変質していった。環シナ海域をめぐる動向が、海民達の姿を変えていったのである。

おわりに

以上、七島衆を中心に薩南諸島における海上勢力の活動を示してきた。簡単にまとめておくと、次のようになる。

七島衆は、七島地頭―七島郡司を通じて島津氏の支配下にあり、一方で琉球王府と経済的に強く結びつき王府へ「所属」する、いわば「両属」であると同時に「マージナル」な存在であった。薩南諸島の在地勢力は、島津氏や琉球王府の統制を離れて私貿易活動に参画し、なかでも七島衆は交易活動をおこなう海上勢力の領主となっていた。七島衆が海上勢力の領主に成長した背景は、環シナ海域における“国際商業ブーム”のなかで、福建―南九州を結ぶ海上航路が成立し民間商船が盛んに往来するようになり、海上航路上の在地勢力として交易活動に参加していたことによる。

最後に、このような薩南諸島における海上勢力の活動、すなわち海域史の視点からの新たな課題を提示しておきたい。南九州や薩南諸島が、16世紀には環シナ海域の海上航路上に位置づけられたことにより、この地域を支配する島津氏は、必然的に環シナ海域と向き合うことになる。海上航路を盛んに往来する海上勢力や海民集団を、島津氏はどのように支配・統制していったのかが問題となる。海賊停止令やキリシタン禁令を通じて、島津氏が南九州や薩南諸島の海域世界をどのように近世日本のなかに再編成していったのか考察する必要がある。

海域世界は外交政策においても重要な視点となる。島津氏は、統一政権下において対明交渉をおこなっている。正式な国交のない明朝との交渉では仲介役が必要となるが、その役割の担っていたのは、鳥原宗安のような海商であり、また許儀後のような在留中国人であった。16世紀末から17世紀におこなわれた統一政権の東アジア外交について、海上航路を往来した海上勢力ネットワークの役割を明らかにしていく必要がある。

海域世界を前提とすることでは琉球王府も同じである。琉球王府は、朝貢体制が崩壊し、民間船が中心となる倭寇的状况のなかで、中継貿易が衰退したとされる。しかし、それは国家間のレベルであり、民間では琉球を経由した海上航路が存在し民間船が往来している。そのなかで琉球王府も七島衆のような海上勢力との結びつきを強めている。16世紀後半の琉球王府の動向については、海域世界への対応という視点からの検討も必要となってこよう。

- 1 鄭舜功著『日本一鑑』・「桴海図経（巻一）」（文殿閣印影印本、1939年）
- 2 七島衆に関する先行研究としては、紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』（校倉書房 1990年）第2部第3章・第3部第1章、真栄平房昭「トカラ海域史の視点」（『東北学』5号 作品社 2001年）、徳永和喜「トカラ列島、その海洋文化」（『東北学』6号 2002年）がある。
- 3 『旧記雑録後編一』967号（出典は『鹿児島県史料旧記雑録後編』。号は文書番号）
- 4 『日向記』（宮崎県史叢書 1997年）187～188頁
- 5 紙屋前掲書 125～129頁
- 6 『南聘紀考 上巻』（東大史料編纂所蔵）天正6年4月条
- 7 伊地知重実・重房・重康の七島地頭任命については、『鹿児島県史料集 13 本藩人物誌』（鹿児島県史料刊行委員会 1973年）6頁
- 8 『旧記雑録後編四』1074号
- 9 紙屋前掲書 233頁
- 10 『列朝制度』（『藩法集八 鹿児島藩上』）1977号
- 11 藤木久志『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社 1995年）134～136頁
- 12 真栄平前掲論文
- 13 『旧記雑録後編四』659号
- 14 『旧記雑録後編五』783号
- 15 紙屋前掲書 81～82頁
- 16 原田禹雄訳注『夏子陽使琉球録』（榕樹書林 2001年）402頁
- 17 外間みどり「万暦中・後期における明の対琉球姿勢の変遷の一側面」（『琉大史学』第15号 1987年）
- 18 『歴代宝案 校訂本第1冊』（沖縄県立図書館史料編集室編、1993年）1-07-06号文書
- 19 『歴代宝案 校訂本第1冊』1-39-19号文書
- 20 辞令書については、高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館 1987年）を参照
- 21 管寧「秀吉の朝鮮侵略と許儀後」（『日本史研究』298号 1987年）
- 22 松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」（『末永先生米寿記念献呈論文集 坤』 1985年）
- 23 三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略－豊臣秀吉の『征明』をめぐって－」（『人文科学研究（高知大学人文学部人文学科）』第4号 1996年）
- 24 長節子『中世国境海域の倭と朝鮮』（吉川弘文館 2002年）389～394頁
- 25 侯継高著『全浙兵制考』（内閣文庫所蔵）巻二所収
- 26 石上英一「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」（笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館 2003年）
- 27 『旧記雑録後編五』521号文書
- 28 『歴代宝案 校訂本第1冊』1-07-09号文書
- 29 上原兼善『幕藩制形成期の琉球支配』（吉川弘文館 2001年）46～48頁
- 30 『歴代宝案 訳注本第1冊』（沖縄県立図書館史料編集室編、1994年）1-07-09号文書 訳注
- 31 16世紀における東アジア海上航路については、内田昌子「向達校注『兩種海道針経』中の「順風相送」について」（『南島史学』25・26 1985年）、森勝彦「中世九州の交易港と唐人町」（『国際文化学部論集』第2巻第1号 2001年）を参照
- 32 「琉球國解送通蕃人犯疏」（『嚴嵩南宮奏議（巻一）』（『皇明経世文編』所収）
- 33 村井章介『海から見た戦国日本』（ちくま新書 1997年）110～126頁
- 34 『鹿児島県史 第1巻』（鹿児島県 1939年）589頁
- 35 『新納旅庵自記』（鹿児島大学附属図書館玉里文庫所蔵）
- 36 岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』（研文出版 1997年）193～195頁

-
- 37 長谷川博史「中世杵築の発展と地域社会—十六世紀における西日本海水運の構造転換—」(『史学研究』第 220 号 1998 年)
- 38 上里隆史「古琉球・那覇の「倭人」居留地と環シナ海世界」(対外史研究会報告レジュメ 2003.9.4)
- 39 山本博文「「鎖国令」は大名に伝達されたか」(『九州史学』107 号 1993 年、『鎖国と海禁の時代』(校倉書房、1995 年) 所収)
- 40 近世期の七島の概略については、紙屋敦之前掲書 230 頁
- 41 紙屋前掲書第 3 部第 1 章参照

(ふかせ こういちろう 早稲田大学大学院生)